

日本連盟機構改革に関する教育規程の改正

令和4（2022）年3月8日理事会承認

令和4（2022）年4月1日施行

なお、本改正部分以外に、役務名称等の変更により関連する施行細則については、必要に応じて改正を行う。



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

	現行		改正	
表紙説明		表紙説明		
1		1		
2	条文番号の右の※印については、次の通りとする。	2		削除
	理事会の承認を経て改正する規定を意味する。(教育規程10-3 参照)			削除

第 1 章 一般原則

条文番号	現行		改正	
1－10 1－11～13 1－14～16 1－17～20 1－21～25 1－26～28 1－29～31 1－32～33	総 則 「ちかい」と「やくそく」 「おきて」と「きまり」と「さだめ」 「モットー」と「スローガン」 宗 教 政 治 財 政 外部との関連			(現行通り)

第2章 加盟登録

条文番号	現行		改定	
	—— 国際登録 ——			
2-1 国際登録				(現行通り)
	—— 総則 ——			
2-2 加盟登録の原則				(現行通り)
2-3 加盟登録の効力				(現行通り)
2-4 加盟登録をする者	次の者は、加盟登録をしなければならない。 (1) 団(隊は、団の加盟登録に含まれる。) 及び県連盟 (2) スカウト(所属する団の加盟登録申請とともに、加盟登録を行う。) (3) 団委員長、副団委員長、団委員、隊長、副長、副長補、デンリーダー、デンコーチ(所属する団の加盟登録申請とともに、加盟登録を行う。) (4) 県連盟及び地区の役職員(県連盟の加盟登録申請とともに、加盟登録を行う。) ア 連盟長 イ 副連盟長 ウ 県連盟理事長 エ 県連盟副理事長 オ 県連盟理事 カ 県連盟監事 キ 県連盟コミッショナー ク 県連盟副コミッショナー ケ 地区協議会長 コ 地区協議会副会長 サ 地区委員長 シ 地区副委員長 ス 地区コミッショナー セ 地区副コミッショナー ソ 団担当コミッショナー タ 県連盟名誉会議議員 チ 県連盟事務局長 ツ 県連盟事務局職員 テ 事務長 ト 会計係 ナ 地区監事 (5) 本連盟の役職員等 ア 理事長 イ 副理事長 ウ 専務理事 エ 常務理事 オ 評議員 カ 理事 キ 監事 ク 名誉会議議員 ケ 日本連盟コミッショナー コ 国際コミッショナー サ 日本連盟副コミッショナー シ 国際副コミッショナー ス 委員会委員長 セ 事務局長 ソ 事務局職員 (6) 本連盟の総裁、総長、長老、先達	2-4 加盟登録をする者	次の者は、加盟登録をしなければならない。 (1) 団(隊は、団の加盟登録に含まれる。) 及び県連盟 (2) スカウト(所属する団の加盟登録申請とともに、加盟登録を行う。) (3) 団委員長、副団委員長、団委員、隊長、副長、副長補、デンリーダー、デンコーチ(所属する団の加盟登録申請とともに、加盟登録を行う。) (4) 県連盟及び地区の役職員(県連盟の加盟登録申請とともに、加盟登録を行う。) ア 連盟長 イ 副連盟長 ウ 県連盟理事長 エ 県連盟副理事長 オ 県連盟理事 カ 県連盟監事 キ <u>県コミッショナー</u> ク <u>県副コミッショナー</u> ケ 地区協議会長 コ 地区協議会副会長 サ 地区委員長 シ 地区副委員長 ス 地区コミッショナー セ 地区副コミッショナー ソ 団担当コミッショナー タ 県連盟名誉会議議員 チ 県連盟事務局長 ツ 県連盟事務局職員 テ 事務長 ト 会計係 ナ 地区監事 (5) 本連盟の役職員等 ア 理事長 イ 副理事長 ウ 専務理事 エ 常務理事 オ 評議員 カ 理事 キ 監事 ク 名誉会議議員 ケ <u>総コミッショナー</u> コ <u>副総コミッショナー</u> サ <u>国際コミッショナー</u> シ 国際副コミッショナー <u>ス ブロック統括コミッショナー</u> セ 委員会委員長 <u>ソ</u> 事務局長 <u>タ</u> 事務局職員 (6) 本連盟の総裁、<u>副総裁</u>、総長、<u>副総長</u>、長老、先達	【職名の変更】 ・ 県連盟コミッショナー→県コミッショナー ・ 県連盟副コミッショナー→県副コミッショナー ・ 日本連盟コミッショナー→総コミッショナー ・ 日本連盟副コミッショナー→副総コミッショナー 【記載順序の変更】 ケ 日本連盟コミッショナー、コ 国際コミッショナー、サ 国際コミッショナー) 【新たな職の設置】 ブロック統括コミッショナー(以下。項番繰り下げ)、副総裁、副総長

条文番号	現行		改定	
2－5 加盟登録できる者				(現行通り)
2－6 重複登録	指導者が役職に重複して就任する場合は、それぞれの役職に応じ、重複して加盟登録する。 ② スカウトは、2つ以上の団に重複して登録することはできない。ただし、次の場合は、2つの団の団委員長の承認を得て、重複して加盟登録することができる。 (1) ローバースカウトが、大学ローバースカウト隊又は進学や就職等による <u>住居の移転先地域</u> にある団のローバースカウト隊に所属しようとする場合	2－6 重複登録	指導者が役職に重複して就任する場合は、それぞれの役職に応じ、重複して加盟登録する。 ② スカウトは、2つ以上の団に重複して登録することはできない。ただし、次の場合は、2つの団の団委員長の承認を得て、重複して加盟登録することができる。 (1) ローバースカウトが、大学ローバースカウト隊又は進学や就職等による <u>転居先の住所地の地域</u> にある団のローバースカウト隊に所属しようとする場合	【文言整理】住居の移転先地域にある団→転居先の住所地の地域にある団
2－7 脱退及び除籍				(現行通り)
	——— 加盟登録の申請 ———			(現行通り)
2－8 団の加盟登録				(現行通り)
2－9 団の名称	団の名称は、県連盟の定めるところによる行政区の <u>市区町村名</u> の所在地名を冠し、その地域内における登録順序による番号を付する。② <u>市区町村</u> において、区域、名称の変更等の事情が生じたときは、県連盟理事会の議を経て、その名称を変えることができるが、団及び隊は継続として履歴を引き継ぐこととする。 ③加盟団の処分、又は解散により生じた欠番は、原則として再度付与しない。	2－9 団の名称	団の名称は、県連盟の定めるところによる <u>市区町村名</u> の所在地名を冠し、その地域内における登録順序による番号を付する。 ② <u>市区町村</u> において、区域、名称の変更等の事情が生じたときは、県連盟理事会の議を経て、その名称を変えることができるが、団及び隊は継続として履歴を引き継ぐこととする。 ③ 加盟団の処分、又は解散により生じた欠番は、原則として再度付与しない。	【文言整理】行政区の市区町村名→市区町村
2－10 県連盟の加盟登録				(現行通り)

条文番号	現行		改定	
	—— 加盟登録の審査 ——			
2-11 新規加盟登録の 条件	団を新たに結成しようとする者は、県連盟に通報し、結成についての指導を受け、次の条件が備わったときに加盟登録審査を要請する。 (1) 団を維持できる育成会が結成されていること。 (2) 団委員会が組織できること。 (3) 必要な指導者が任命できること。 (4) <u>組又は班を置く隊は、2個以上の組又は班が組織できること</u> (5) 訓練に必要な集会場所及び設備が確保できること。 (6) 野外活動においては、特にビーバー隊以外は夏季キャンプ等の実施ができる見込みであること。	2-11 新規加盟登録の 条件	団を新たに結成しようとする者は、県連盟に通報し、結成についての指導を受け、次の条件が備わったときに加盟登録審査を要請する。 (1) 団を維持できる育成会が結成されていること。 (2) 団委員会が組織できること。 (3) 必要な指導者が任命できること。 組又は班を置く隊は、2個以上の組又は班が組織できること (4) 訓練に必要な集会場所及び設備が確保できること。 (5) 野外活動においては、特にビーバー隊以外は夏季キャンプ等の実施ができる見込みであること。	【課題】 「(4) 組又は班を置く隊は、2個以上の組又は班が組織できること。」は実情にそぐわないので削除。 番号繰り上げ。
2-12 県連盟の加盟登録審査	県連盟は、本連盟に代わって、県連盟内の団の新規又は継続の加盟登録申請を審査し、加盟登録に適すると認めたときは、それを証明する。 ② 県連盟の加盟登録審査に当たっては、県連盟コミッショナーが地区コミッショナー、担当委員会等の協力を得て実施する。	2-12 県連盟の加盟登録審査	県連盟は、本連盟に代わって、県連盟内の団の新規又は継続の加盟登録申請を審査し、加盟登録に適すると認めたときは、それを証明する。 ② 県連盟の加盟登録審査に当たっては、<u>県コミッショナー</u>が地区コミッショナー、担当委員会等の協力を得て実施する。	【職名の変更】 県連盟コミッショナー→県コミッショナー
2-13～14 加盟登録審査の 基準 加盟登録における 指導者の資格				(現行通り)
	—— 加盟登録時期及び登録料 ——			
2-15～17 加盟登録の年度 申請の時期 登録料				(現行通り)
	—— 加盟登録の承認 ——			
2-18 理事会の承認				(現行通り)
2-19 団に対する承認	<u>本連盟は、加盟登録を承認した団に対し、承認書及び加盟登録証を交付する。</u>	2-19 団に対する承認	<u>本連盟は、加盟登録を承認した団に対し承認書、加盟員の加盟登録証を交付する。</u>	【文言整理】

条文番号	現行		改定	
2-20 県連盟に対する承認	<u>本連盟は、加盟登録を承認した県連盟に対し、承認書及び加盟登録証を交付する。</u>	2-20 県連盟に対する承認	<u>本連盟は、加盟登録を承認した県連盟に承認書、役職員等の加盟登録証を交付する。</u>	【文言整理】
2-21 本連盟役職員等に対する承認	本連盟は、加盟を承認した本連盟の役職員等に対し、加盟登録証を交付する。	2-21 本連盟役職員等に対する承認	本連盟は、加盟を承認した本連盟の役職員等に 対し 、加盟登録証を交付する。	【文言整理】
			—— 会員登録 ——	(新設)
		2-22 会員登録の原則	加盟登録の有無にかかわらず、本連盟の会員になろうとする者は、定款に基づく本教育規程により、会員登録を行い、会員となる。 ② 何人も複数の会員となることができる。	(新設)
		2-23 会員登録の効力	本連盟への会員登録は、会員登録申請に対する理事会の承認によってその効力を生ずる。	(新設)
		2-24 会員の種別	会員の種別は、定款第15条第5項から同条第7項に定めるものとする。 ② 前項の規程にかかわらず、会員相互の連携に資するためサークル会員の種別を設ける。	(新設)
		2-25 脱退及び除籍	会員の脱退は、登録の抹消によってその効力を生ずる。 ② 会員の除籍については、定款第17条(資格喪失)及び第18条(除籍)の規程による。	(新設)
		2-26 会員登録の年度	会員登録の年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。 ② 継続会員登録は、引き続き4月1日から発効する。	(新設)
		2-27 申請の時期	新規及び追加会員登録の申請は、その都度行うことができる。 ② 継続会員登録の申請は、毎年1月1日から行い、3月31日までに完了する。	(新設)
		2-28 理事会の承認	本連盟に提出された会員登録申請は、理事会において承認される。	(新設)

第3章 団

条文番号	現行		改定	
3-1~2	—— 総 則 ——			(現行通り)
3-3~6	—— 育成会 ——			
3-7~14	—— 団委員会 ——			
3-15	—— 団会議 ——			
3-16	—— ビーバースカウト隊(ビーバー隊) ——			
3-17~23	—— ビーバー隊指導者 ——			
3-24~26	—— ビーバースカウト ——			
3-27~30	—— カブスカウト隊(カブ隊) ——			
3-31~42	—— カブ隊指導者 ——			
3-43~45	—— カブスカウト ——			
3-46~51	—— ボーイスカウト隊(ボーイ隊) ——			
3-52~60	—— ボーイ隊指導者 ——			
3-61~62	—— ボーイスカウト ——			
3-63~67	—— ベンチャースカウト隊(ベンチャー隊) ——			
3-68~72	—— ベンチャー隊指導者 ——			
3-73~74	—— ベンチャースカウト ——			
3-75~76	—— ローバースカウト隊(ローバー隊) ——			
3-77~80	—— ローバー隊指導者 ——			
3-81~82	—— ローバースカウト ——			
3-83	—— 在外国日本スカウト団 ——			
3-84	—— 在日外国スカウト隊 ——			

第4章 都道府県連盟

条文番号	現行		改定	
	—— 総 則 ——			
4-1～2 設置と構成 設置の目的				(現行通り)
	—— 県連盟組織 ——			
4-3～7 県連盟総会 県連盟理事会 県連盟内コミッ ショナー会議				(現行通り)
	—— 県連盟役員 ——			
4-8 県連盟役員	県連盟の役員は、次に掲げる者をもって構成する。 (1)～(5) (6) <u>県連盟コミッショナー</u> 1人 (7) <u>県連盟副コミッショナー</u> 若干名 (9) ② その他の県連盟役員及び県連盟名誉役員は、県連盟において別に定める。	4-8 県連盟役員	(6) 県コミッショナー 1人 (7) 県副コミッショナー 若干名	(現行通り) 名称変更 名称変更 (現行通り) (現行通り)
4-9～13 連盟長 県連盟理事長 県連盟理事 県連盟名誉会 議員 県連盟監事				(現行通り)
	—— 県連盟事務局 ——			
4-14～15 県連盟事務局 県連盟事務局長				(現行通り)
	—— 県連盟の経理 ——			
4-16～18 県連盟の経理 資金の充足 会計年度				(現行通り)
	—— 県連盟のコミッショナー ——		—— 県のコミッショナー ——	名称変更

条文番号	現行		改定	
4-19 県連盟コミッショナーの委嘱及び任務等	県連盟コミッショナーは、県連盟理事会の議決を経て、連盟長が推薦し、日本連盟コミッショナーが理事長と協議して委嘱する。 ② 県連盟コミッショナーの任期は、2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は12月31日とする。 ③ 県連盟コミッショナーの推薦に当たっては、次のことを考慮する。 (1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。 (2) 本運動の経験及び知識を有すること。 (3) 県連盟内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。 (4) コミッショナー実修所又はコミッショナー上級訓練課程を修了した者又は 就任後できるだけ速やかに<u>コミッショナー上級訓練課程</u>を修了できる者であること。 ④ <u>県連盟コミッショナー</u>の任務は、次のとおりとする。 (1) <u>県連盟コミッショナーは、県連盟における本運動が本連盟と県連盟の規程に従い展開するよう努めるとともに、県連盟内の指導者に対して助言及び指導を行う。</u> (2) <u>県連盟コミッショナーは、県連盟理事会の下で、スカウト教育について 純正な推進を図り、県連盟理事会に対して責任を負うとともに、教育面 及び指導面で県連盟を代表する。</u> (3) <u>県連盟コミッショナーは、県連盟副コミッショナーを統括し、所管する任 務を分担させるとともに、地区コミッショナー、団担当コミッショナー等に対して助言及び指導を行う。</u> (4) 県連盟コミッショナーは、県連盟トレーニングチームを統括する。 (5) 県連盟コミッショナーは、<u>県連盟内コミッショナー会議</u>を主宰する。 (6) 県連盟コミッショナーは、別に定める県連盟の規定に基づき県連盟名誉 会議を主宰する。	4-19 <u>県コミッショナーの委嘱及び任務等</u>	<u>県コミッショナーは、県連盟の推薦を受けて、総コミッショナーが発議し、教育推進本部並びに本連盟理事会で承認のうえ、総コミッショナーが委嘱する。</u> ② <u>県コミッショナー</u>の任期は、2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は12月31日とする。 ③ <u>県コミッショナー</u>の推薦に当たっては、次のことを考慮する。 (1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。 (2) 本運動の経験及び知識を有すること。 (3) 県連盟内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。 (4) <u>コミッショナー任務別研修県コミッショナー課程</u>を修了した者又は 就任後できるだけ速やかに<u>コミッショナー任務別研修県コミッショナー課程</u>を修了できる者であること。 ④ <u>県コミッショナー</u>の任務は、次のとおりとする。 (1) <u>県コミッショナーは、当該都道府県における本運動が本連盟と県連盟の規程に従い展開するよう努めるとともに、本運動の基準の維持と純正な発展を図るため、県内の指導者に指導助言を行う。</u> (2) <u>県コミッショナーは、教育面及び指導面で県連盟を代表するとともに連盟長、理事長の任務を支援する。</u> (3) <u>県コミッショナーは、県副コミッショナーを統括し、所管する任 務を分担させるとともに、地区コミッショナー、団担当コミッショナー等に対して助言及び指導を行う。</u> (4) <u>県コミッショナーは、県連盟トレーニングチームを統括する。</u> (5) <u>県コミッショナーは、県内コミッショナー会議</u>を主宰する。 (6) <u>県コミッショナーは、別に定める県連盟の規定に基づき県連盟名誉会議を主宰する。</u>	本連盟理事会の承認の明文化 名称変更 名称変更 (現行通り) (現行通り) (現行通り) 名称変更 名称変更 役務の明確化 役割の明確化 名称変更 名称変更 名称変更 名称変更

条文番号	現行		改定	
4-20 県連盟副コミッ シヨナーの委嘱 及び任務等	県連盟副コミッショナーは、<u>県連盟コミッショナー</u>の推薦により、県連盟理 事会の議を経て、連盟長が委嘱する。 ② <u>県連盟副コミッショナー</u>は、<u>県連盟コミッショナー</u>を補佐し、分掌され た任務を行う。 ③ <u>県連盟副コミッショナー</u>の任期、推薦条件等は、<u>県連盟コミッショナー</u> に準ずる。ただし、研修歴については、<u>コミッショナー実修所又はコミッ シヨナー上級訓練課程をコミッショナー基礎訓練課程と読み替えて適用す る。</u>	4-20 <u>県副コミッショ ナーの委嘱及び 任務等</u>	<u>県副コミッショナー</u>は、<u>県コミッショナー</u>の推薦により、県連盟理 事会の議 を経て、連盟長が委嘱する。 ② <u>県副コミッショナー</u>は、<u>県コミッショナー</u>を補佐し、分掌された任務を 行う。 ③ <u>県副コミッショナー</u>の任期、推薦条件等は、<u>県コミッショナー</u>に 準ず る。ただし、研修歴については、コミッショナー実修所又はコミッショナ ー上級訓練課程をコミッショナー基礎訓練課程と読み替えて適用する。	名称変更 名称変更 名称変更 後段削除
4-21 団担当コミッシ ヨナーの委嘱及 び任務等	団担当コミッショナーは、<u>県連盟コミッショナー</u>の推薦により、県連盟理事 会の議を経て、連盟長が委嘱する。ただし、地区を置く場合は地区委員 長と地区コミッショナーとの推薦による。 ② 団担当コミッショナーの推薦条件は、<u>県連盟コミッショナー</u>に準ずる。 ただし、研修歴については、<u>コミッショナー実修所又はコミッショナー上級 訓練課程を隊指導者上級訓練課程と読み替える。</u> ③ 団担当コミッショナーの任期は、2年とし、再任を妨げない。この場合 における更新は6月30日とする。 ④ 団担当コミッショナーは、<u>県連盟コミッショナー又は地区を置く場合は 地区コミッショナーの助言と指導を受け、担当する団及び隊が、本連盟及 び県連盟 の方針等に従い、効果的にプログラムが実施されるように団の 訪問や巡回を通して団委員会及び隊指導者に協力し、助言及び指導並 びに援助を行う。</u> ⑤ 団担当コミッショナーは、おおむね3～5個団に1人を委嘱する。	4-21 <u>団担当コミッシ ヨナーの委嘱及 び任務等</u>	団担当コミッショナーは、<u>県コミッショナー</u>の推薦により、県連盟理事 会の 議を経て、連盟長が委嘱する。ただし、地区を置く場合は地区委員 長と 地区コミッショナーとの推薦による。 ② 団担当コミッショナーの推薦条件は、<u>県コミッショナー</u>に準ずる。た だし、研修歴については、<u>コミッショナー任務別研修県コミッショナー課程を コミッショナーベーシックトレーニングと読み替える。</u> ③ 団担当コミッショナーの任期は、2年とし、再任を妨げない。この場合 における更新は6月30日とする。 ④ 団担当コミッショナーは、<u>県コミッショナー</u>又は地区を置く場合は地区 コミッショナーの助言と指導を受け、<u>担当する団及び隊の訪問や巡回を通 して次の任務を行う。</u> <u>(1)本連盟及び県連盟 の方針等に従い、効果的にプログラムが実施され るように団委員会及び隊指導者に協力し、助言及び指導並びに援助を 行う。</u> <u>(2)団委員長、隊指導者の意見や要望を県内コミッショナー会議に反映す るとともに、本連盟、県連盟、地区等の情報を伝達する。</u> <u>(3)その他県コミッショナーまたは地区コミッショナーから指示のあった事 項。</u> ⑤ 団担当コミッショナーは、おおむね3～5個団に1人を委嘱する。 ⑥ 団担当コミッショナーを選任しない場合、<u>県コミッショナーは、県副コミ ッショナー、地区コミッショナー、地区副コミッショナー等に④の任務を付 与する。</u>	名称変更 名称変更 日付削除 名称変更 表記方法変更 (現行通り) 新設

条文番号	現行		改定	
	—— 技能章考査員及び技能章指導員 ——			
4-22～23 技能章考査員 技能章指導員				(現行通り)
	—— スカウトクラブ ——			
4-24 スカウトクラブ				(現行通り)
	—— 県連盟規約の制定、改正及び年次報告 ——			
4-25 届出				(現行通り)

第5章 地区

条文番号	現行		改定	
	—— 総 則 ——			
5-1～2 設置と構成 設置の目的				(現行通り)
	—— 地区の組織 ——			
5-3～4 地区協議会 地区委員会及び 運営委員会				(現行通り)
	—— 地区の役員 ——			
5-5～7 地区役員 地区協議会長及 び地区協議会副 会長の選出と任務 地区委員長及び 地区副委員長の 選出と任務				(現行通り)
5-8 地区コミッショナ ーの委嘱及び任務 等	地区コミッショナ－は、 <u>県連盟コミッショナ－</u> と地区委員長との推薦によ り、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。 ② ③地区コミッショナ－の推薦に当たっては、次のことを考慮する。 (1)～(3) (4) <u>コミッショナ－研修所</u> を修了した者又は就任後できるだけ速やかに <u>コミッショナ－研修所</u> を修了できる者であること。 ④	5-8 地区コミッショナ ーの委嘱及び 任務等	地区コミッショナ－は、 <u>県コミッショナ－</u> と地区委員長との推薦により、県 連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。 (1)～(3) (4) <u>コミッショナ－任務別研修地区コミッショナ－課程</u> を修了した者又は就 任後できるだけ速やかに <u>コミッショナ－任務別研修地区コミッショナ－課 程</u> を修了できる者であること。 ④	名称変更 (現行通り) 名称変更 (現行通り)
5-9 地区副コミッショ ナ－の委嘱及び任 務等	地区副コミッショナ－は、必要に応じて地区コミッショナ－と地区委員長 の推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。 ② ③ 地区副コミッショナ－の任期、推薦条件等は、地区コミッショナ－に準 ずる。ただし、研修歴については、 <u>コミッショナ－研修所</u> をウッドバッジ実 修所と読み替えて適用する。	5-9 地区副コミッショ ナ－の委嘱及 び任務等	 ② ③ 地区副コミッショナ－の任期、推薦条件等は、地区コミッショナ－に準 ずる。ただし、研修歴については、 <u>コミッショナ－任務別研修地区コミッシ ョナ－課程</u> をウッドバッジ実修所と読み替えて適用する。	(現行通り) (現行通り) 名称変更
	—— 地区規約の制定及び改正 ——			
5-10 制定及び改正				(現行通り)

第6章 全国（「ブロックに関する規程」を統合）

条文番号	現行		改定	
	—— 総長 ——			
6-1 総長の活動	総長は我が国スカウト運動の象徴として推戴し、象徴としての活動のほか、本連盟諸規程において以下を行う。 <u>②富士スカウト章の授与</u> <u>③日本連盟表彰の授与</u>	6-1 総長の活動	<u>(1)富士スカウト章の授与</u> <u>(2)スカウト教育関係者に対する日本連盟表彰の授与</u> ② 総長に事故ある時は、副総長がその活動を代行できる。	(現行通り) (現行通り) 教育系の表彰を対象 (財団運営系の表彰は総裁もしくは理事長) (新設) 総長の代行
	—— スカウト教育の推進 ——		—— <u>教育推進本部</u> ——	(名称変更)
6-2 <u>設置</u>	本連盟は、団及び県連盟を通してスカウト教育を推進する。 ②本連盟は、教育に関する機関として、<u>スカウト教育推進会議</u>(以下「<u>教育推進会議</u>」という。)を設ける。 ③教育推進会議は、本連盟の目的を達成するため、県連盟の協力を得てスカウト教育の運営及び執行に当たる。	6-2 <u>教育推進本部の設置</u>	本連盟は、団及び県連盟を通してスカウト教育を推進する。 ②本連盟は、教育に関する機関として、<u>教育推進本部</u>を設ける。 ④教育推進会議は、本連盟の目的を達成するため、県連盟の協力を得てスカウト教育の運営及び執行に当たる。	(現行通り) 名称変更 (単なる会議体ではなく、運営・執行機関であることを明確化) 削除
		6-3 <u>教育推進本部の責務</u>	<u>教育推進本部は、本連盟の目的を達成するため、基本方針、諸規程に従い、スカウト教育に関わる事項について企画・立案し、県連盟との協力により、スカウト運動の基準の維持を図るとともに、所管業務の執行に当たる。</u>	(新設) 執行内容の明確化

条文番号	現行		改定	
		6-4 <u>教育推進本部の業務</u>	教育推進本部は、前条の責務を果たすため、次の事業を行う。 (1) 青少年プログラムの開発及び展開に関すること (2) 本運動に関わる成人の確保、養成、任務への支援、将来への判断等に関すること (3) 国際関係に関すること (4) スカウト教育及び指導者研修等に関する図書、資材に関すること (5) 制服及び各種記章に関すること (6) その他本連盟の目的達成に必要な教育事業に関すること	新設
	—— 教育推進会議 ——			
6-3 教育推進会議の構成	教育推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) <u>日本連盟コミッショナー</u> (2) <u>国際コミッショナー</u> (3) <u>日本連盟副コミッショナー</u> (4) <u>国際副コミッショナー</u> (5) <u>プログラム委員長</u> (6) <u>指導者養成委員長</u> (7) <u>国際委員長</u> (8) <u>「セーフ・フロム・ハーム」・安全委員長</u> (9) <u>信仰奨励委員長</u> (10) <u>県連盟コミッショナーからの選出者</u> (11) <u>青年代表者</u> (12) <u>その他日本連盟コミッショナーが必要と認める者</u> ② 次の者は、随時、教育推進会議に出席して意見を述べることができる。 (1) <u>専務理事</u> (2) <u>常務理事</u> (3) <u>事務局長</u>	6-5 <u>教育推進本部の構成</u>	<u>教育推進本部</u>は、次に掲げる者をもって構成する。<u>また、以下の構成員を「教育推進本部員」と称する。</u> (1) <u>総コミッショナー(理事)</u> (2) <u>副総コミッショナー(理事・設置時のみ)</u> (3) <u>国際コミッショナー(理事)</u> <u>国際副コミッショナー</u> (4) <u>プログラムコミッショナー(理事)</u> (5) <u>AISコミッショナー(理事)</u> <u>国際委員長</u> <u>「セーフ・フロム・ハーム」・安全委員長</u> <u>信仰奨励委員長</u> (6) <u>特命コミッショナー</u> (7) <u>ブロック統括コミッショナー</u> (8) <u>県連盟コミッショナーからの選出者</u> <u>青年代表者</u> (9) <u>その他日本連盟コミッショナーが必要と認める者</u> ② 総コミッショナーほか、教育推進本部員の任務は、「定款」及び「理事等役職者の役務に関する規程」に基づくものとする。	条番号繰り下げ名称変更 名称追加 名称変更 新設 項番変更 削除 名称変更 名称変更 削除 削除 削除 削除 新設 6-6③に移動 削除 6-6③に移動 旧 6-5 を移動・改変 新設

条文番号	現行		改定	
6-4 <u>教育推進会議</u> の招集	<u>教育推進会議は、日本連盟コミッショナーが招集する。</u>	6-6 <u>教育推進本部</u> <u>会合</u> の招集	教育推進本部は、事業推進及びその責務を達成するため、教育推進本部会合を開催する。 ②教育推進本部会合は、教育推進本部員により構成され、総コミッショナーが招集し議長となる。 ③次の者は、総コミッショナーの要請に応じ教育推進本部会合に出席して諸説明、諸報告並びに意見を述べることができる。ただし、議決の数には加わらない。 (1)日本連盟役員またはこれに準ずるもの <u>(2)県コミッショナー</u> <u>(3)その他総コミッショナーが必要と認めたもの</u>	新設 旧 6-3 から 旧 6-3 から
		6-7 <u>教育推進本部</u> <u>会合</u> の議決	教育推進本部会合は、事業推進及び責務を達成するために、業務執行の方針や執行方法ほか必要な事項について、議決することができる。この議決内容については、理事会等を通じて遅滞なく関係理事・関係委員会に報告する。ただし、教育規程等関連諸規程の改廃は後条に定める手続きを必要とする。 ②前項の議決を行う場合の教育推進本部会合の定足数は、構成数の3分の2以上とする。オンラインによる出席を認めることができる。 ②承認を要する事項に対する議決は、総コミッショナーを除く出席者の2分の1以上の支持があったものについて、総コミッショナーの同意をもって決定する。ただし、教育規程等関連諸規程の改廃が必要な議決を行う場合は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。	新設

条文番号	現行		改定	
		6-8 教育推進本部 調整会	教育推進本部の事業の円滑、効果的な推進を図るため、教育推進本部調整会(以下「調整会」という。)を開催する。 ②調整会は主に以下の事項を協議する。 (1) 教育推進本部会合の議事及び進行に関すること。 (2) 理事会、運営会議等との調整事項に関すること。 (3) 運営部門各委員会等との調整事項に関すること。 (4) 国際コミッショナーが所管する「国際担当者連絡会」に関すること。 (5) 「セーフ・フロム・ハーム推進協議会」に関すること。 (6) 関係機関、友好団体、その他外部団体、サポート企業等との調整事項に関すること。 (7) その他総コミッショナーが必要と認めた事項。 ③調整会は以下により構成し、総コミッショナーが招集する。 (1) 総コミッショナー(理事) (2) 副総コミッショナー(理事・設置時のみ) (3) 国際コミッショナー(理事) (4) プログラムコミッショナー(理事) (5) AISコミッショナー(理事) (6) 特命コミッショナー (7) 総コミッショナーが出席を要請した者	新設
		6-9 その他の協議 体、機関等	総コミッショナーは情報収集、意見聴取及びその分析、専門家等による研究等、必要に応じ定例または臨時の協議体または研究機関を設けることができる。 ②総コミッショナーが前項の協議体、機関等を設ける場合は、その目的、名称、構成員、設置期間、経費等を明示し運営会議または理事会の承認を得る。 ③その他の協議体、機関等は総コミッショナーまたはその指名した者が主宰し招集する。 ④その他の協議体、機関等はその協議、研究の結果を総コミッショナー(総コミッショナーが主宰者の場合は理事長等)宛に文書で報告または答申する。	新設

条文番号	現行		改定	
	——— コミッショナー ———			削除
6-5 日本連盟コミッショナーの任務	日本連盟コミッショナーの任務は、「定款」及び「理事の職務権限」に基づくものとする。 ②前項による日本連盟コミッショナーの教育に関する主な任務は、次の通りとする。 (細目省略)		削除	6-5②に移動
6-6 国際コミッショナーの任務	(条文省略)		削除	「理事等役職者の役務に関する規程」に移行
6-7 日本連盟副コミッショナー及び国際副コミッショナー	(条文省略)		削除	役職改廃のため
6-8 日本連盟副コミッショナー及び国際服コミッショナーの任務	(条文省略)		削除	役職改廃のため
6-9 日本連盟副コミッショナー及び国際服コミッショナーの選任	(条文省略)		削除	役職改廃のため
6-10 日本連盟副コミッショナー及び国際副コミッショナーの任期	(条文省略)		削除	役職改廃のため
	——— 青年代表者 ———			
6-11	本連盟は、青年の意思決定への参画を促進するため、 <u>青年の代表者</u> を教育推進会議の構成員とする。	<u>6-10</u>	本連盟は、青年の意思決定への参画を促進するため、 <u>30歳未満の成人を、理事会や各種委員会などの構成員とするよう努めなければならない。</u>	青年の定義と会議の明示
	② 青年の意思決定への参画に関することは、別に定める。		② 青年の意思決定への参画に関することは、別に定める。	

条文番号	現行		改定	
			—— ブロックの設置と役割 ——	新設
	都道府県連盟が、効果的な施策の実施に向けて日本連盟及び近隣地域との密接な連絡調整を図り、スカウト運動の発展を期するために、全国を区分しブロックを設ける。			「ブロックに関する規程」を教育規程に統合
ブロックに関する規程 第1条	この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟定款第56条に基づき、都道府県連盟(以下、「県連盟」という。)が、効果的な施策の実施に向けて日本連盟及び近隣県連盟との密接な連絡調整を図り、スカウト運動の発展を期することを目的として、設けられたブロックについてその設置及び運営について定める。			
同上第2条	<u>全国都道府県を北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の6ブロックに分ける。</u>	6-11 ブロック	<u>定款56条に基づき、全国都道府県を北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄に分けた6つの「ブロック」を設ける。</u>	新設
同上第3条	ブロックは、その目的を達成するためブロック会議を設ける。 2 ブロック会議の任務は以下の通りとする。 (1) ブロック内のスカウト運動発展の施策を検討すること。 (2) 日本連盟の事業計画実現のため県連盟との連絡調整をすること。 (3) 各県連盟の意向を集約し評議員会に反映すると共に、評議員会の方針を各県連盟に伝達すること。 (4) 指導者の資質向上のための、トレーニングなどを実施すること。 (5) 日本連盟役員等及び委員などのブロックとしての選出又は推薦をすること(評議員、委員、名誉会議議員など)。 (6) ブロック主催事業及び日本連盟委託事業を実施すること。 (7) ブロック内県連盟間の連携、相互補完などの調整をすること。 (8) その他ブロックの目的達成のための事項に関すること。	6-12 ブロック会議	ブロックは、その目的を達成するためブロック会議を設ける。 2 ブロック会議の任務は以下の通りとする。 (1) ブロック内のスカウト運動発展の施策を検討すること。 (2) 日本連盟の事業計画実現のため県連盟との連絡調整をすること。 (3) 各県連盟の意向を集約し評議員会に反映すると共に、評議員会の方針を各県連盟に伝達すること。 (4) 指導者の資質向上のための、トレーニングなどを実施すること。 (5) 日本連盟役員等及び委員などのブロックとしての選出又は推薦をすること(評議員、委員、名誉会議議員など)。 (6) ブロック主催事業及び日本連盟委託事業を実施すること。 (7) ブロック内県連盟間の連携、相互補完などの調整をすること。 その他ブロックの目的達成のための事項に関すること。	新設

条文番号	現行		改定	
同上第4条	ブロック会議の構成は、ブロック内県連盟の次の各号に掲げる者をもって構成する。 (1) 理事長 (2) 県連盟コミッショナー (3) 事務局長 2 前項にかかわらず各ブロックにおいて、次の者も含めて県連盟の他の役職者も出席することができる。 (1) ブロック選出評議員 (2) ブロック選出名誉会議議員	6-13 ブロック会議の構成	ブロック会議は以下の各号に掲げる者をもって構成する。 (1) ブロック内各県連盟の理事長 (2) ブロック内の県コミッショナー (3) ブロック内各県連盟の事務局長 (4) ブロック統括コミッショナー 2 前項にかかわらず各ブロックにおいて、次の者も含めて県連盟の他の役職者も出席することができる。 (1) ブロック選出評議員 (2) ブロック選出名誉会議議員	新設
同上第5条	ブロックとして決議を行う場合は、各県連盟が各1つの決議権を有する。会議の定足数は過半数とし、決議は出席県連盟の過半数を持って行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。 2 前項前段の場合において、議長の所属する県連盟は議決に加わることはできない。	6-14 ブロック会議の決議	ブロックとして決議を行う場合は、各県連盟が各1つの決議権を有する。会議の定足数は過半数とし、決議は出席県連盟の過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。 2 前項前段の場合において、議長の所属する県連盟は議決に加わることはできない。	新設
同上第6条	ブロック会議は、会議で定めた計画に基づき幹事県連盟が招集して開催し、<u>幹事県連盟の理事長又はその代理者が議長となる。</u>	6-15 ブロック会議の招集・議長	ブロック会議は、会議で定めた計画に基づき幹事県連盟が招集して開催するほか、<u>各県連盟理事長、各県コミッショナー、ブロック統括コミッショナーまたは日本連盟の要請によって開催することができる。</u> 2 <u>幹事県連盟の理事長又はその代理者が議長となる。</u>	新設 臨時会議の開催方法追加
同上第7条	ブロックの幹事役として幹事県連盟をおく。選任方法、任期などは各ブロックに委ねる。	6-16 幹事県連盟	ブロックの幹事役として幹事県連盟をおく。選任方法、任期などは各ブロックに委ねる。	新設
同上第8条	この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。		この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。	削除
	——— 全国スカウト教育会議 ———		——— 全国スカウト教育会議 ———	(現行通り)
6-12 全国スカウト教育会議	本連盟は、本運動についての理解を深めるため、毎年度、1回<u>春季に</u>全国の指導者が集う全国スカウト教育会議を開催する。	6-17 全国スカウト教育会議	本連盟は、本運動についての理解を深めるため、毎年度1回<u>春季に</u>、全国の指導者が集う全国スカウト教育会議を開催する。	「春季に」を削除

条文番号	現行		改定	
	—— <u>全国県連盟コミッショナー会議</u> ——		—— <u>全国県コミッショナー会議</u> ——	名称変更
6-13 設置	本連盟は、県連盟コミッショナーに対して必要な助言及び指導を行うため、全国県連盟コミッショナー会議を設ける。	6-18 設置	本連盟は、 <u>県コミッショナー</u> に対して必要な助言及び指導を行うため、 <u>全国県コミッショナー会議</u> を設ける。	名称変更
6-14 任務	全国県連盟コミッショナー会議の任務は、次のとおりとする。 (1) <u>本連盟の施策を推進すること。</u> (2) <u>県連盟の実状を本連盟の施策に反映させること。</u> (3) <u>県連盟コミッショナーの資質の向上を目指すこと。</u>	6-19 任務	<u>全国県コミッショナー会議</u> の任務は、次のとおりとする。 (1) <u>本連盟が推進する教育活動の「基準」を維持し、純正な発展のために必要な施策を推進すること。</u> (2) 県連盟の実状を <u>教育推進本部に報告し、本連盟の施策策定に資すること。</u> (3) <u>県コミッショナー相互の研鑽により、その資質向上を目指すこと。</u>	名称変更 コミッショナーの本務である基準維持を明記 より具体的な表現に より具体的な表現に
6-15 構成	<u>全国県連盟コミッショナー会議</u> は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) <u>県連盟コミッショナー</u> (2) <u>日本連盟コミッショナー</u> (3) <u>国際コミッショナー</u> (4) <u>日本連盟副コミッショナー</u> (5) <u>国際副コミッショナー</u> ② 次の者は、随時、 <u>全国県連盟コミッショナー会議</u> に出席して意見を述べることができる。 (1) 委員長 (2) 事務局長 (3) その他 <u>日本連盟コミッショナー</u> が必要と認める者	6-20 構成	<u>全国県コミッショナー会議</u> は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) <u>総コミッショナー</u> (2) <u>副総コミッショナー</u> (3) <u>国際コミッショナー</u> (4) <u>プログラムコミッショナー</u> (5) <u>AISコミッショナー</u> (6) <u>ブロック統括コミッショナー</u> (7) <u>県コミッショナー</u> (8) その他、 <u>総コミッショナーが必要と認める者</u> ② 次の者は、随時、 <u>全国県コミッショナー会議</u> に出席して意見を述べる ことができる。 (1) 委員長 (2) 事務局長 (3) その他、 <u>総コミッショナー</u> が必要と認める者	名称変更 項番入替え 名称変更 新設名称 名称変更 名称変更
6-16 招集	<u>全国県連盟コミッショナー会議</u> は、 <u>日本連盟コミッショナー</u> が招集する。	6-21 招集	全国 <u>県コミッショナー会議</u> は、 <u>総コミッショナー</u> が招集する。	名称変更

第7章 教育の方法

条文番号	現行		改定	
7-1	—— 基 本 ——			(現行通り)
7-2~5	—— スカウト教育の特性 ——			
7-6~7	—— 信 仰 ——			
7-8~11	—— 海外渡航 ——			
7-12~15	—— ビーバースカウトの訓育と活動 ——			
7-16~21	—— カブスカウトの訓育と活動 ——			
7-22~25	—— ボーイスカウトの教育と活動 ——			
7-26~29	—— ベンチャースカウトの教育と活動 ——			
7-30~32	—— ローバースカウトの教育と活動 ——			
7-33~36	—— 考 査 ——			
7-37~38	—— 面 接 ——			
7-39~41	—— 面接区分と記章の交付 ——			
7-42~43	—— 進級記章等の授与 ——			
7-44~46	—— ビーバースカウトの進歩課目 ——			
7-47~53	—— カブスカウトの進歩課目(修得課目) ——			
7-54~61	—— ボーイスカウト及びベンチャースカウトの進級課目 ——			
7-62~63	—— ボーイスカウト及びベンチャースカウトの選択課目 ——			
7-64	—— スカウト顕彰 ——			

第8章 指導者養成

条文番号	現行		改定	
8-1 基本				(現行通り)
8-2～11 トレーナーの選任 訓練機関 導入訓練課程 研修所及び実修所 隊指導者基礎訓練課程 隊指導者上級訓練課程 スキルトレーニング ウッドクラフトコース 団委員基礎訓練課程 団委員上級訓練課程				(現行通り)
8-12 <u>コミッショナー基礎訓練課程</u>	<u>コミッショナー基礎訓練課程</u> の訓練は、 <u>コミッショナー研修所</u> をも って行う。	8-12 <u>コミッショナー共 通訓練課程</u>	<u>コミッショナー共通訓練課程</u> の訓練は、 <u>コミッショナーベーシクトレーニ ング</u> をもって行う。	名称変更
8-13 <u>コミッショナー上級訓練課程</u>	<u>コミッショナー上級訓練課程</u> の訓練は、 <u>コミッショナー上級訓練</u> を もって行う。	8-13 <u>コミッショナー専 門訓練課程</u>	<u>コミッショナー専門訓練課程</u> の訓練は、 <u>コミッショナー任務別研修</u> をもつて 行う。 ② <u>コミッショナー任務別研修は、日本連盟コミッショナー課程、県コミッ ショナー課程、団担当コミッショナー課程、地区コミッショナー課程をもつて 行う。</u>	名称変更 条文追加

条文番号	現行		改定																			
8-14 修了の認証	導入訓練課程、基礎訓練課程、上級訓練課程の各訓練の修了については、<u>日本連盟コミッショナー</u>が認証する。 ② 導入訓練課程の訓練修了については、主任講師が認定し、<u>日本連盟コミッショナー</u>が認証する。 ③ スキルトレーニングの修了については、全ての項目を修了した者について<u>県連盟コミッショナー</u>が認証する。 ④ ウッドクラフトコースの修了については、コースディレクターが認定し、<u>日本連盟コミッショナー</u>が認証する。 ⑤ 履修認定については以下のとおりとする。 隊指導者訓練 団指導者訓練 コミッショナー訓練 <table><tr><th>課 程</th><th>訓練名称</th><th>履修認定者</th></tr><tr><td>基礎訓練</td><td><u>コミッショナー研修所</u></td><td><u>所長</u></td></tr><tr><td>上級訓練</td><td><u>コミッショナー上級訓練</u></td><td><u>県連盟コミッショナー</u></td></tr></table> ⑥ 本連盟が定める各指導者訓練課程の訓練を修了した指導者は、当該指導者訓練修了章を着用することができる。ただし、着用方法、着用部位は別に定める。	課 程	訓練名称	履修認定者	基礎訓練	<u>コミッショナー研修所</u>	<u>所長</u>	上級訓練	<u>コミッショナー上級訓練</u>	<u>県連盟コミッショナー</u>	8-14 修了の認証	導入訓練課程、基礎訓練課程、上級訓練課程の各訓練の修了については、<u>総コミッショナー</u>が認証する。 ② 導入訓練課程の訓練修了については、主任講師が認定し、<u>総コミッショナー</u>が認証する。 ③ スキルトレーニングの修了については、全ての項目を修了した者について<u>県コミッショナー</u>が認証する。 ④ ウッドクラフトコースの修了については、コースディレクターが認定し、<u>総コミッショナー</u>が認証する。 ⑤ 履修認定については以下のとおりとする。 隊指導者訓練 団指導者訓練 コミッショナー訓練 <table><tr><th>課 程</th><th>訓練名称</th><th>履修認定者</th></tr><tr><td><u>共通訓練</u></td><td><u>コミッショナー ベーシックトレーニング</u></td><td><u>コースディレクター</u></td></tr><tr><td><u>専門訓練</u></td><td><u>コミッショナー 任務別研修</u></td><td><u>主任講師</u></td></tr></table>	課 程	訓練名称	履修認定者	<u>共通訓練</u>	<u>コミッショナー ベーシックトレーニング</u>	<u>コースディレクター</u>	<u>専門訓練</u>	<u>コミッショナー 任務別研修</u>	<u>主任講師</u>	名称変更 名称変更 名称変更 名称変更 (現行通り) (現行通り) 名称変更 (現行通り)
課 程	訓練名称	履修認定者																				
基礎訓練	<u>コミッショナー研修所</u>	<u>所長</u>																				
上級訓練	<u>コミッショナー上級訓練</u>	<u>県連盟コミッショナー</u>																				
課 程	訓練名称	履修認定者																				
<u>共通訓練</u>	<u>コミッショナー ベーシックトレーニング</u>	<u>コースディレクター</u>																				
<u>専門訓練</u>	<u>コミッショナー 任務別研修</u>	<u>主任講師</u>																				
8-15～17 修了の報告 日本連盟トレーニングチーム 県連盟トレーニングチーム				(現行通り)																		

第9章 制服及び旗

条文番号	現行		改定	
9-1~4	—— 制服 ——			(現行通り)
9-5	—— 礼装 ——			
9-6~14	—— 記章及び標章 ——			
9-15	—— 国際行事代表団・音楽隊等の服装 ——			
9-16	—— スカウトクラブ会員の記章 ——			
9-17~19	—— 隊旗及び県連盟旗と日本連盟旗 ——			

第10章 通信及び連合体

条文番号	現行		改定	
第10章 一般規定		第10章 通信及び連合体		(名称変更)
	—— 通信の提供と制限 ——			
10-1 通信の提供と制限				(現行通り)
	—— 連合体の禁止 ——			
10-2 連合体の禁止				(現行通り)
10-3~4 改正の効力 変更通知				第11章へ移行して条文改正

第11章 施行細則及び規程の改正(新設)

条文番号	現行		改定	
			——— 施行細則 ———	新設
		11-1 施行細則	本教育規程の目的を達するうえで必要な事項については施行細則を別途定める。 ②施行細則は、第6章6条に定める教育推進本部会合の議決を経て、総コミッショナーの責任において、これを作成する。 ③施行細則を変更する場合は、運営会議の了承を得て、理事会に報告する。 ④定款、理事等役職者の役務に関する規程及び本教育規程と齟齬をきたす事項を施行細則で定めることはできない。	新設 新設 新設 新設
	——— 規定の改正 ———		——— 本規定の改廃 ———	名称変更
10-3 改正の効力	本教育規程の基本的事項は、条文番号の右に※印をもって示すこととする。 ② 本教育規程の基本的事項に関する改正は、理事会の承認を必要とする。 ③ 本教育規程の基本的事項以外の事項及び本教育規程施行細則の改正は、日本連盟コミッショナーが、教育推進会議に諮問した上で、これを行うことができる。	10-3 11-2 改正の効力	本教育規程の基本的事項は、条文番号の右に※印をもって示すこととする。 <u>本教育規程の改廃は、第6章第6条に定める教育推進本部会合の議決もしくは理事会により発議し、理事会の議決により行う。</u> ③	基本的事項の 区分廃止 発議者の明確化 11-1に移行して 条文改正
10-4 変更通知	本教育規程及び本教育規程施行細則の変更は、速やかにこれを県連盟に公示しなければならない。	11-3 変更通知	本教育規程及び本教育規程施行細則の変更は、速やかにこれを県連盟に公示しなければならない。	条番変更

本則に関する規程改正は以上。

第1章 一般原則 —施行細則—

条文番号	現行		改正	備考										
1－8－1 環境教育	1－8の主旨に基づき、環境に関わる活動を奨励するため、世界スカウト機構が制定した<u>世界スカウト環境バッジ</u>を導入する。 (1) 性格 本<u>バッジ</u>は、環境に関する理解を深め、環境に関わる活動に<u>参加したことを証するために着用する</u>。 (2) 認定 本<u>バッジ</u>は、世界スカウト機構が定める環境プログラムの履修、またはこれと同等の教育効果を持つチャレンジ章、技能章の細目を<u>履修後、環境プロジェクトの実施により着用</u>することができる。 <u>環境プロジェクトとは、世界スカウト機構が定める要件を満たすプロジェクトを団・地区・県連盟により企画し実施すること、あるいは日本連盟が主催し実施する環境に関するプロジェクトを指す。</u> <u>着用期限は当該区分終了時とする。なお、ベンチャースカウト時に取得した世界スカウト環境バッジは、ローバースカウト上進後も継続して着用することができる。</u> (3) 区分 <table><tr><th>区分</th><th>様式・図柄・寸法</th><th>地色及びふち色</th></tr><tr><td>カブスカウト</td><td rowspan="3"></td><td>青</td></tr><tr><td>ボーイスカウト</td><td>緑</td></tr><tr><td>ベンチャースカウト ローバースカウト</td><td>紫</td></tr></table> (4) 着用部位 <u>制服左胸ポケットの上方とする。ただし、タスキを着用するスカウトは、それぞれ、タスキの最上部につけることを優先とする。</u>	区分	様式・図柄・寸法	地色及びふち色	カブスカウト		青	ボーイスカウト	緑	ベンチャースカウト ローバースカウト	紫	1－8－1 環境教育	1－8の主旨に基づき、環境に関わる活動を奨励するため、世界スカウト機構が制定した<u>環境教育プログラム「Earth Tribe (アース・トライブ)」</u>を導入する。 (1) 目的 本プログラムは、あらゆる人が持続可能な社会の実現に向けて環境に関する理解を深め、<u>地域や仲間と協力して、環境に関わる活動に取り組む機会を提供する</u>。 (2) 対象 本プログラムの対象は、次のとおりとする。 1 ビーバースカウト 2 カブスカウト 3 ボーイスカウト 4 ベンチャースカウト 5 ローバースカウト及び同年代の指導者 6 成人加盟員 7 本プログラムへの取り組みを希望する非加盟員 (3) 認定 本プログラムは、世界スカウト機構が定める学習領域に沿った環境プロジェクトの実践、またはこれと同等の教育効果を持つチャレンジ章、技能章の細目を履修することにより、<u>バッジを着用</u>することができる。 ① Earth Tribe バッジ: スカウト、成人加盟員が着用することができる。 ② チャレンジバッジ: スカウトのみが着用することができる。 成人加盟員は、スカウトや一般の青少年への支援により同等のプログラムを行ったこととし、着用することができる。 (4) 学習領域 本プログラムの学習領域は、それぞれの次のとおりとする。 知る: 選択したプログラムについて、自身の行動を再認識し、生態系のサイクルや自然、気候変動に及ぼす良い影響と悪い影響について知る。この学習領域が完了することにより、Earth Tribe バッジを着用することができる。 協力する: 選択したプログラムについて、地域の生態系の保存と環境の健全性の向上に向けて、実践的な解決策を見極め、実行するために他の人々と協力する。	(新設) 環境プロジェクトとは以降を削除 着用期限は着用部位の箇所 で示す。 区分は削除 (新設)
区分	様式・図柄・寸法	地色及びふち色												
カブスカウト		青												
ボーイスカウト		緑												
ベンチャースカウト ローバースカウト		紫												

条文番号	現行		改正	備考												
	(5) 取得要件 <u>世界スカウト環境バッジの取得要件は次の通りとする。</u> <u>〈カブスカウト〉</u> <u>次の①および②を実施する。</u> <u>①世界スカウト機構が定める要件を満たす環境プログラムを履修するか、または同等の教育効果を持つチャレンジ章の細目を履修する。</u> <u>チャレンジ章により履修する場合は、下記細目を履修する。</u> <u>・「自然保護」の細目ウェアおよびウェア</u> <u>・「自然観察官」の細目アまたはイ</u> <u>・「災害救助員」の細目アおよびイ</u> <u>② 次のいずれかを実施する。</u> <u>(A) 団・地区・県連盟が企画した環境プロジェクトに参加する。</u> <u>(B) 日本連盟が主催する環境に関するプロジェクトに参加する。</u> <u>〈ボーイスカウト〉</u> <u>次の①および②を実施する。</u> <u>①世界スカウト機構が定める要件を満たす環境プログラムを履修するか、または同等の教育効果を持つ技能章の細目を履修する。技能章により履修する場合は下記細目を履修する。</u> <u>・アの要件 環境保護章の(2)</u> <u>・イの要件 森林愛護章の(4)と(6)、または鳥類保護章の(3)と(4)、または環境保護章の(5)</u> <u>・ウの要件 環境保護章の(4)</u> <u>・エの要件 森林愛護章の(9)、または環境保護章の(1)と(6)と(7)</u> <u>・オの要件 安全章の(7)と(9)、または森林愛護章の(7)と(8)</u> <u>②次のいずれかを実施する。</u> <u>(A) 団・地区・県連盟が企画した環境プロジェクトに積極的に参画する。</u> <u>(B) 日本連盟が主催する環境に関するプロジェクトに参加する。当該のプロジェクトを団において実施する際は、その運営に積極的に参画する。</u> <u>〈ベンチャースカウトおよびローバースカウト〉</u> <u>次の①および②を実施する。</u> <u>①世界スカウト機構が定める要件を満たす環境プログラムを履修する。</u> <u>② 次のいずれかを実施する。</u> <u>(A) 団・地区・県連盟が環境プロジェクトを実施する際、その企画・運営に積極的に参画する。</u>		実行する:選択したプログラムに対して、環境に優しいライフスタイルや行動そしてプロジェクトを実践し、環境への先駆者として行動する。全ての学習領域が完了することにより、選択したチャレンジバッジを着用することができる。 (5) 着用部位 Earth Tribe バッジは、制服左胸ポケットの上方に着用する。チャレンジバッジは、制服の右袖の組別章及び班別章の下に着用することを基準とする。 ただし、ビーバースカウトの両バッジの着用については、隊長の判断により服装やバック等の任意の箇所へ着用することができる。 Earth Tribe バッジは上進後も継続して着用することができる。チャレンジバッジの着用期限は取得した部門の終了時とするが、上位の部門における取り組みを行うことで、継続して着用することができる。 (6) 取得要件 3つのチャレンジとそのチャレンジに連動した4つのプログラムを履修する。それぞれのチャレンジに連動したプログラムの履修細目を「知る」「協力する」「実行する」の手順で履修することで、それぞれのバッジを取得できる。各プログラムの履修細目は後述する。 ア「ネイチャーチャレンジ」 i. 環境のアドボケート ii. 自然と生物多様性のチャンピオン イ「プラスチックチャレンジ」 iii. 健康な惑星のヒーラー ウ「エネルギーチャレンジ」 iv. エネルギーイノベーター (7) 認証・交付申請・授与 本プログラムは、隊長が認証し、団委員長に申請する。授与は所属団においてこれを行う。 (8) 様式 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>様式・寸法</th><th>材質</th></tr><tr><td colspan="2">Earth Tribe バッジ</td><td>直径 4.2cm 円形 ワッペン</td><td>布製</td></tr><tr><td>チャレンジ</td><td>ネイチャー バッジ</td><td>直径 3.8cm 円形 ワッペン</td><td>布製</td></tr></table>	区分		様式・寸法	材質	Earth Tribe バッジ		 直径 4.2cm 円形 ワッペン	布製	チャレンジ	ネイチャー バッジ	 直径 3.8cm 円形 ワッペン	布製	世界スカウト環境バッジと同じ位置とする。 ビーバーは任意で着用することができる。 部門により、定められた学習目標が異なり、翻訳した学習目標と部門に応じた進級課目の読み替えについては、日本連盟 Web サイトにおいて行う。
区分		様式・寸法	材質													
Earth Tribe バッジ		 直径 4.2cm 円形 ワッペン	布製													
チャレンジ	ネイチャー バッジ	 直径 3.8cm 円形 ワッペン	布製													

条文番号	現行		改正	備考										
	(B)日本連盟が主催する環境に関するプロジェクトに参加する。当該のプロジェクトを団において実施する際は、その企画・運営に積極的に参画する。		<table border="1"> <tr> <td>ジ バ ッ ジ</td><td>プラスチック バッジ</td><td></td><td>直径 3.8cm 円形 ワッペン</td><td>布製</td></tr> <tr> <td></td><td>エネルギー バッジ</td><td></td><td>直径 3.8cm 円形 ワッペン</td><td>布製</td></tr> </table>	ジ バ ッ ジ	プラスチック バッジ		直径 3.8cm 円形 ワッペン	布製		エネルギー バッジ		直径 3.8cm 円形 ワッペン	布製	(新設) 部門の区分による内容や色の違いはないため、様式とする。 Earth Tribe バッジは、世界環境保護バッジ(パンダバッジ)と同様の大きさとする。
ジ バ ッ ジ	プラスチック バッジ		直径 3.8cm 円形 ワッペン	布製										
	エネルギー バッジ		直径 3.8cm 円形 ワッペン	布製										
	(世界スカウト機構が定める環境プログラムの要件) ア「人と自然界がきれいな空気と水を備えていること」を理解するプログラムの履修 イ「自生の動植物が生きていくための十分な生息地があること」を理解するプログラムの履修 ウ「人と環境に対する有害物質の危険性を最小限にすること」を理解するプログラムの履修 エ「環境に対して最も適切な行動を実践すること」を理解するプログラムの履修 オ「環境被害や自然災害に備えること」を理解するプログラムの履修 (6) 認証・交付申請・授与 世界スカウト環境バッジは、隊長が認証し、団委員長に申請する。授与は所属団においてこれを行う。		(9) プログラム別履修細目 プログラム別の履修細目については、別に定め、<u>スカウトや指導者向け資料</u>等に示す。	(削除) 環境プログラムの要件は取得要件にこれを集約する。 世界スカウト機構の細目変更にも柔軟に対応できるよう規程には含めず、別に定めることとする。										

第8章 指導者養成 ―施行細則―

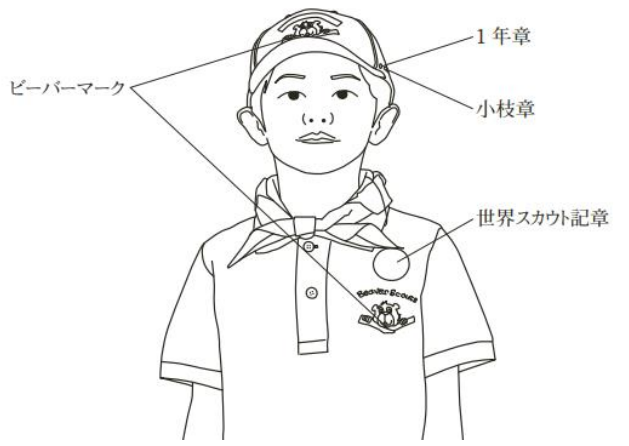
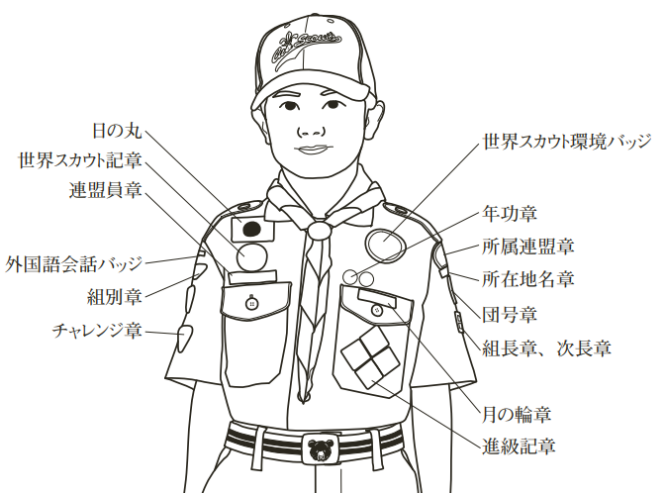
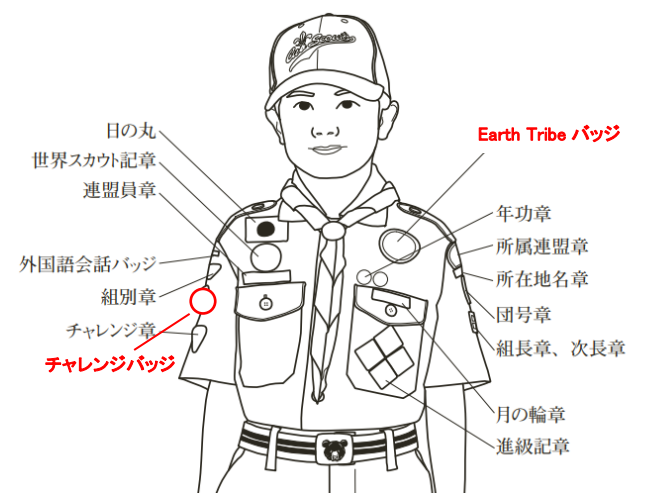
条文番号	現行		改正	備考
8-3-8 <u>コミッショナー 研修所</u>	<u>コミッショナー研修所</u> は、隊指導者上級訓練課程修了者で、各種コミッショナー、その候補者、または都道府県連盟等役員及びその候補者を対象として開設し、参加者が本連盟の方針とその規程に従い、コミッショナーの任務を理解し、その任務を遂行する能力を身につけることを目的とする。	8-3-8 <u>コミッショナーベ ーシットレー ニング</u>	<u>コミッショナーベーシットレーニング</u> は、隊指導者上級訓練課程修了者で、各種コミッショナー、その候補者、または都道府県連盟等役員及びその候補者を対象として開設し、参加者が本連盟の方針とその規程に従い、コミッショナーの任務を理解し、その任務を遂行する能力を身につけることを目的とする。	条文改正
8-3-9 <u>コミッショナー 上級訓練</u>	<u>コミッショナー上級訓練</u> は、 <u>コミッショナー基礎訓練課程</u> を修了した者を対象として取組み、参加者がコミッショナーの任務の遂行に必要な知識と技能を高めるとともに、教育面での指導力の向上を促進することを目的とする。	8-3-9 <u>コミッショナー任 務別研修</u>	<u>コミッショナー任務別研修</u> は、 <u>コミッショナー共通訓練課程又は</u> コミッショナー研修所を修了した者を対象として取組み、参加者が <u>その任務に応じて</u> コミッショナーの任務の遂行に必要な知識と技能を高めるとともに、教育面での指導力の向上を促進することを目的とする。	条文改正

条文番号	現行						改正						備考		
8-3-10 訓練機関(集合訓練)の指導要員の資格と選任	訓練名称		開設責任者	指導要員の資格		指導要員の選定と委嘱		訓練名称		開設責任者	指導要員の資格		指導要員の選定と委嘱		コミッショナー研修所を削除 コミッショナーベーシックトレーニング、任務別研修を追加
				主任講師、所長、コースディレクター	その他の指導要員	主任講師 所長、コースディレクター	その他の指導要員				主任講師、所長、コースディレクター	その他の指導要員	主任講師 所長、コースディレクター	その他の指導要員	
	ボーイスカウト講習会		県連盟		隊指導者上級訓練課程修了者	県連盟が行う								主任所員は日本連盟が行い、所員は所長が選定し日本連盟が委嘱する	
	ウッドバッジ研修所 スカウトコース		県連盟または、県連盟の合同	リーダートレーナー、副リーダートレーナー	リーダートレーナー、副リーダートレーナー、 隊指導者上級訓練課程修了者	開設責任者が選定し、日本連盟が委嘱する	所長、主任講師が選定し、開設責任者が関係県連盟と調整のうえ委嘱する			日本連盟・県連盟または、県連盟の合同	リーダートレーナー	リーダートレーナー、副リーダートレーナー	日本連盟が行う		
	ウッドバッジ研修所 課程別研修														
	ウッドバッジ実修所 第二教程		日本連盟・県連盟または、県連盟の合同	リーダートレーナー	リーダートレーナー、副リーダートレーナー	日本連盟が行う	主任所員は日本連盟が行い、所員は所長が選定し日本連盟が委嘱する			県連盟または、県連盟の合同	コミッショナー、リーダートレーナー	コミッショナー、リーダートレーナー、副リーダートレーナー	開設責任者が選定し、日本連盟が委嘱する	コースディレクターが選定し開設責任者が関係県連盟と調整のうえ委嘱する	
									主任講師が選定し開設責任者が関係県連盟と調整のうえ委嘱する						
	団委員研修所		県連盟または、県連盟の合同	リーダートレーナー、副リーダートレーナー	リーダートレーナー、副リーダートレーナー、 隊指導者上級訓練課程修了者	開設責任者が選定し、日本連盟が委嘱する	所長が選定し開設責任者が関係県連盟と調整のうえ委嘱する			日本連盟			日本連盟が行う		
	団運営実修所 第二教程		日本連盟・県連盟または、県連盟の合同	リーダートレーナー	リーダートレーナー、副リーダートレーナー	日本連盟が行う	主任所員は日本連盟が行い、所員は所長が選定し日本連盟が委嘱する	ウッドクラフトコース		日本連盟	リーダートレーナー	リーダートレーナー、副リーダートレーナー	日本連盟が行う		
コミッショナー研修所		県連盟または、県連盟の合同	開設責任者が選定し、日本連盟が委嘱する			所長が選定し開設責任者が関係県連盟と調整のうえ委嘱する									
ウッドクラフトコース		日本連盟	リーダートレーナー	リーダートレーナー、副リーダートレーナー	日本連盟が行う	日本連盟が行う									

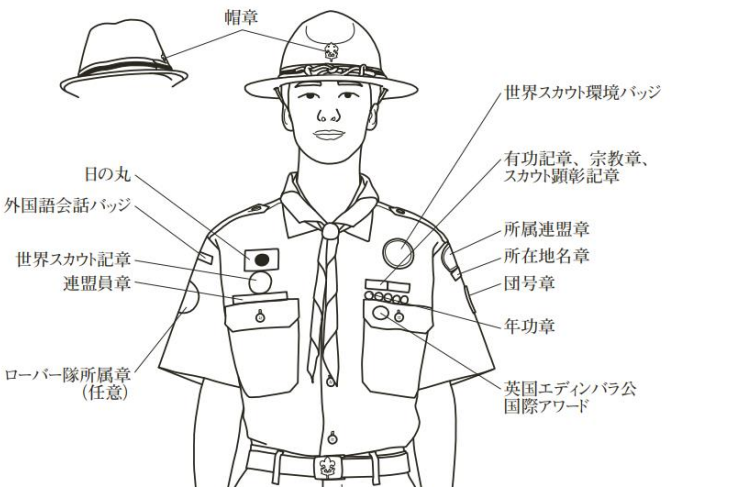
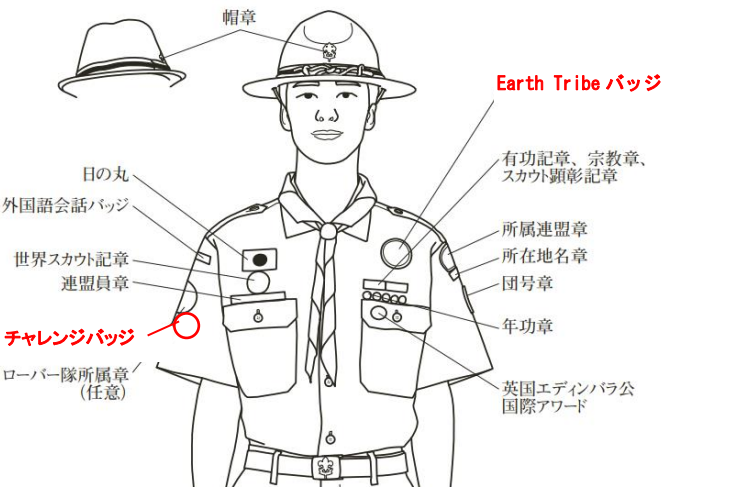
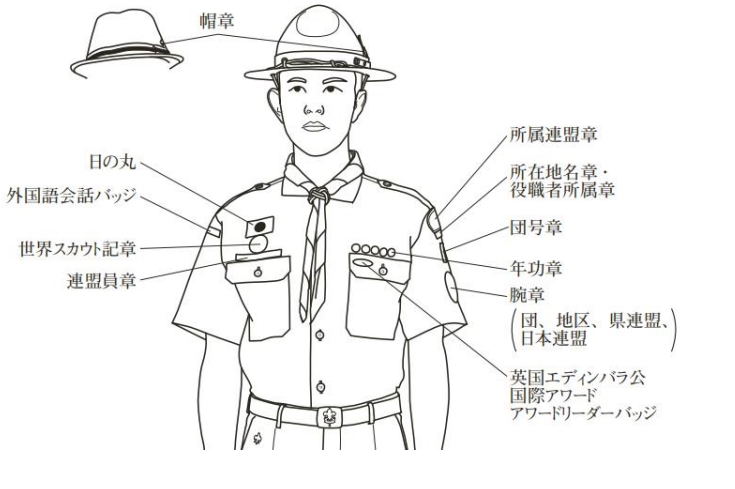
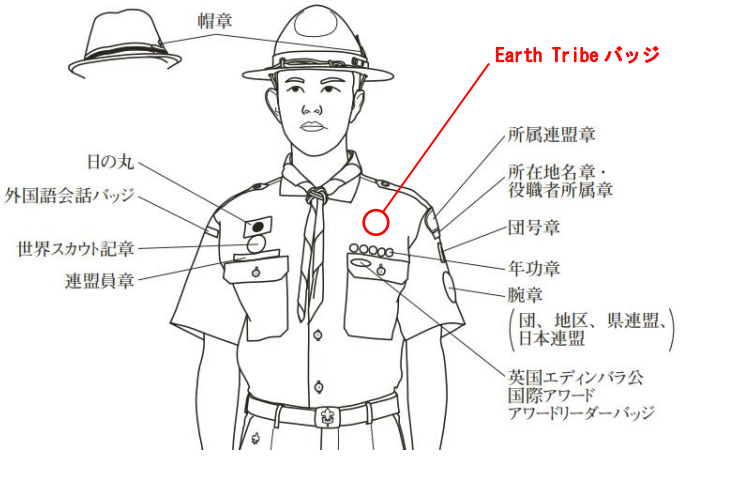
条文番号	現行		改正	備考
区分・種類 8-14-1	指導者訓練修了章の区分及び種類は、次のとおりとする。 (1) 導入訓練課程 (2) 隊指導者基礎訓練課程 (ビーバー・カブ・ボーイ・ベンチャーの各課程) (3) 隊指導者上級訓練課程 (ビーバー・カブ・ボーイ・ベンチャーの各課程) (4) 団委員基礎訓練課程 (5) 団委員上級訓練課程 (6) <u>コミッショナー基礎訓練課程</u> (7) <u>コミッショナー上級訓練課程</u> (8) 副リーダーートレーナーコース (9) リーダートレーナーコース (10) ウッドクラフトコース	区分・種類 8-14-1	指導者訓練修了章の区分及び種類は、次のとおりとする。 (1) 導入訓練課程 (2) 隊指導者基礎訓練課程 (ビーバー・カブ・ボーイ・ベンチャーの各課程) (3) 隊指導者上級訓練課程 (ビーバー・カブ・ボーイ・ベンチャーの各課程) (4) 団委員基礎訓練課程 (5) 団委員上級訓練課程 (6) コミッショナー共通課程 (7) コミッショナー専門課程 (日本連盟コミッショナー・県コミッショナー・地区コミッショナー・団担当 コミッショナーの各課程) (8) 副リーダーートレーナーコース (9) リーダートレーナーコース (10) ウッドクラフトコース	
8-14-2 着用方法・部位	(1) 着用方法 指導者訓練修了章は、隊指導者の訓練、団指導者の訓練、コミッショナーの訓練、トレーナーの訓練及びウッドクラフトの訓練の各区分で修了した課程の上級のものを1個ずつ3個まで着用する。ただし、隊指導者訓練を複数課程修了し、他の区分(団指導者・コミッショナー・トレーナー・ウッドクラフト)の訓練を修了していない場合は、3個までに限って着用することができる。 (以降、条文省略)	8-14-2 着用方法・部位	(1) 着用方法 指導者訓練修了章は、隊指導者の訓練、団指導者の訓練、コミッショナーの共通訓練、コミッショナーの専門訓練、トレーナーの訓練及びウッドクラフトの訓練の各区分で修了した課程の上級のものを1個ずつ3個まで着用する。ただし、隊指導者訓練を複数課程修了し、他の区分(団指導者・コミッショナー・トレーナー・ウッドクラフト)の訓練を修了していない場合は、3個までに限って着用することができる。 (以降、条文省略)	

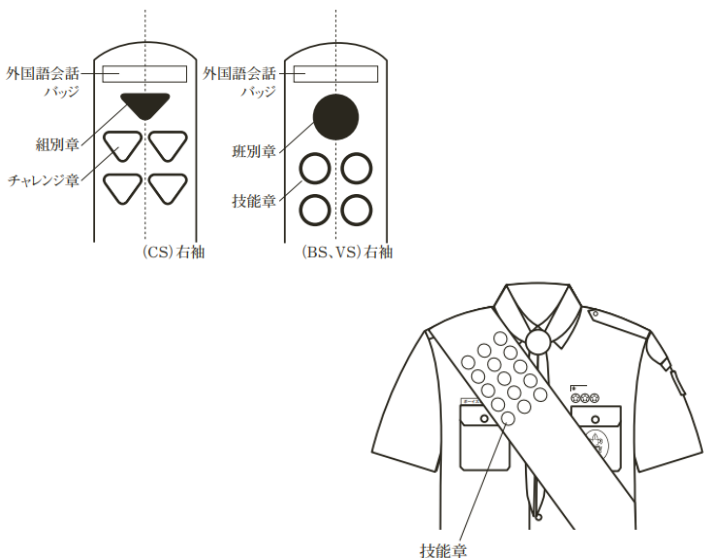
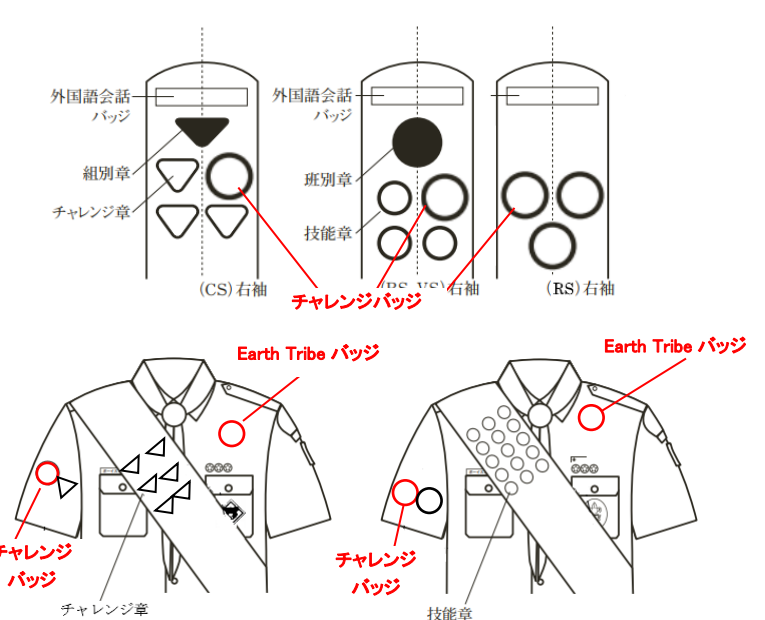
条文番号	現行	改正	備考																																																																																																																	
8-14-3 様式等	指導者訓練修了章の様式は次のとおりとする。 <table><tr><th>課程</th><th>名称</th><th colspan="2">様式図例</th><th>寸法</th><th>地色</th><th>着用部位 その他</th></tr><tr><td>導入 訓練</td><td>ボーイ スカウト 講習会</td><td colspan="2" rowspan="19"></td><td rowspan="19">1.6 × 4cm</td><td>若草色</td><td rowspan="19">左胸ポケッ ト上部に接 してつけ る。</td></tr><tr><td rowspan="4">隊指 導者 基礎 訓練</td><td>ビーバー 部門</td><td>水色</td></tr><tr><td>カブ部門</td><td>黄色</td></tr><tr><td>ボーイ部門</td><td>緑色</td></tr><tr><td>ベンチャー 部門</td><td>紺色</td></tr><tr><td rowspan="4">隊指 導者 上級 訓練</td><td>ビーバー 部門</td><td>水色</td></tr><tr><td>カブ部門</td><td>黄色</td></tr><tr><td>ボーイ部門</td><td>緑色</td></tr><tr><td>ベンチャー 部門</td><td>紺色</td></tr><tr><td colspan="2">団委員基礎訓練</td><td>本結び銀糸</td><td>白色</td></tr><tr><td colspan="2">団委員上級訓練</td><td>本結び金糸</td><td>白色</td></tr><tr><td colspan="2">コミッショナー 基礎訓練</td><td>本結び銀糸</td><td>紫色</td></tr><tr><td colspan="2">コミッショナー 上級訓練</td><td>本結び金糸</td><td>紫色</td></tr><tr><td colspan="2">ウッドクラフト コース</td><td>本結び金糸</td><td>橙色</td></tr></table>	課程	名称	様式図例		寸法	地色	着用部位 その他	導入 訓練	ボーイ スカウト 講習会			1.6 × 4cm	若草色	左胸ポケッ ト上部に接 してつけ る。	隊指 導者 基礎 訓練	ビーバー 部門	水色	カブ部門	黄色	ボーイ部門	緑色	ベンチャー 部門	紺色	隊指 導者 上級 訓練	ビーバー 部門	水色	カブ部門	黄色	ボーイ部門	緑色	ベンチャー 部門	紺色	団委員基礎訓練		本結び銀糸	白色	団委員上級訓練		本結び金糸	白色	コミッショナー 基礎訓練		本結び銀糸	紫色	コミッショナー 上級訓練		本結び金糸	紫色	ウッドクラフト コース		本結び金糸	橙色	8-14-3 様式等	指導者訓練修了章の様式は次のとおりとする。 <table><tr><th>課程</th><th>名称</th><th colspan="2">様式図例</th><th>寸法</th><th>地色</th><th>着用部位 その他</th></tr><tr><td>導入 訓練</td><td>ボーイ スカウト 講習会</td><td colspan="2" rowspan="21"></td><td rowspan="21">1.6 × 4cm</td><td>若草色</td><td rowspan="21">左胸 ポケッ ト上部に 接して つける。</td></tr><tr><td rowspan="4">隊指 導者 基礎 訓練</td><td>ビーバー 部門</td><td rowspan="4">本結び銀糸</td><td>水色</td></tr><tr><td>カブ部門</td><td>黄色</td></tr><tr><td>ボーイ部門</td><td>緑色</td></tr><tr><td>ベンチャー 部門</td><td>紺色</td></tr><tr><td rowspan="4">隊指 導者 上級 訓練</td><td>ビーバー 部門</td><td rowspan="4">本結び金糸</td><td>水色</td></tr><tr><td>カブ部門</td><td>黄色</td></tr><tr><td>ボーイ部門</td><td>緑色</td></tr><tr><td>ベンチャー 部門</td><td>紺色</td></tr><tr><td colspan="2">団委員基礎訓練</td><td>本結び銀糸</td><td>白色</td></tr><tr><td colspan="2">団委員上級訓練</td><td>本結び金糸</td><td>白色</td></tr><tr><td colspan="2">コミッショナー 共通訓練</td><td>本結び銀糸</td><td>紫色</td></tr><tr><td rowspan="4">コミッ ショ ナー 専門 訓練</td><td>日本連盟コミッショ ナー課程</td><td rowspan="4">本結び金糸</td><td>えんじ 色、 緑紫色</td></tr><tr><td>県コミッショナー 課程</td><td>青色、 緑紫色</td></tr><tr><td>地区コミッショナー 課程</td><td>紺色、 緑紫色</td></tr><tr><td>団担当コミッショナ ー課程</td><td>白色、 緑紫色</td></tr><tr><td colspan="2">ウッドクラフト コース</td><td>本結び金糸</td><td>橙色</td></tr></table>	課程	名称	様式図例		寸法	地色	着用部位 その他	導入 訓練	ボーイ スカウト 講習会			1.6 × 4cm	若草色	左胸 ポケッ ト上部に 接して つける。	隊指 導者 基礎 訓練	ビーバー 部門	本結び銀糸	水色	カブ部門	黄色	ボーイ部門	緑色	ベンチャー 部門	紺色	隊指 導者 上級 訓練	ビーバー 部門	本結び金糸	水色	カブ部門	黄色	ボーイ部門	緑色	ベンチャー 部門	紺色	団委員基礎訓練		本結び銀糸	白色	団委員上級訓練		本結び金糸	白色	コミッショナー 共通訓練		本結び銀糸	紫色	コミッ ショ ナー 専門 訓練	日本連盟コミッショ ナー課程	本結び金糸	えんじ 色、 緑紫色	県コミッショナー 課程	青色、 緑紫色	地区コミッショナー 課程	紺色、 緑紫色	団担当コミッショナ ー課程	白色、 緑紫色	ウッドクラフト コース		本結び金糸	橙色	コミッショ ナー基礎 訓練、コミ ッショナー 上級訓練 を改正
課程	名称	様式図例		寸法	地色	着用部位 その他																																																																																																														
導入 訓練	ボーイ スカウト 講習会			1.6 × 4cm	若草色	左胸ポケッ ト上部に接 してつけ る。																																																																																																														
隊指 導者 基礎 訓練	ビーバー 部門				水色																																																																																																															
	カブ部門				黄色																																																																																																															
	ボーイ部門				緑色																																																																																																															
	ベンチャー 部門				紺色																																																																																																															
隊指 導者 上級 訓練	ビーバー 部門				水色																																																																																																															
	カブ部門				黄色																																																																																																															
	ボーイ部門				緑色																																																																																																															
	ベンチャー 部門				紺色																																																																																																															
団委員基礎訓練					本結び銀糸		白色																																																																																																													
団委員上級訓練					本結び金糸		白色																																																																																																													
コミッショナー 基礎訓練					本結び銀糸		紫色																																																																																																													
コミッショナー 上級訓練					本結び金糸		紫色																																																																																																													
ウッドクラフト コース					本結び金糸		橙色																																																																																																													
課程	名称				様式図例		寸法	地色	着用部位 その他																																																																																																											
導入 訓練	ボーイ スカウト 講習会						1.6 × 4cm	若草色	左胸 ポケッ ト上部に 接して つける。																																																																																																											
隊指 導者 基礎 訓練	ビーバー 部門							本結び銀糸		水色																																																																																																										
	カブ部門									黄色																																																																																																										
	ボーイ部門									緑色																																																																																																										
	ベンチャー 部門	紺色																																																																																																																		
隊指 導者 上級 訓練	ビーバー 部門	本結び金糸	水色																																																																																																																	
	カブ部門		黄色																																																																																																																	
	ボーイ部門		緑色																																																																																																																	
	ベンチャー 部門		紺色																																																																																																																	
団委員基礎訓練		本結び銀糸	白色																																																																																																																	
団委員上級訓練		本結び金糸	白色																																																																																																																	
コミッショナー 共通訓練		本結び銀糸	紫色																																																																																																																	
コミッ ショ ナー 専門 訓練	日本連盟コミッショ ナー課程	本結び金糸	えんじ 色、 緑紫色																																																																																																																	
	県コミッショナー 課程		青色、 緑紫色																																																																																																																	
	地区コミッショナー 課程		紺色、 緑紫色																																																																																																																	
	団担当コミッショナ ー課程		白色、 緑紫色																																																																																																																	
ウッドクラフト コース		本結び金糸	橙色																																																																																																																	

第9章 制服及び旗 —施行細則—

条文番号	現行	改正	備考
9-4-1 正装の着用基準	ビーバースカウトの正装 	ビーバースカウトの正装 	• 任意の箇所 に着用するた め変更無し
	カブスカウトの正装 	カブスカウトの正装 	• 世界スカウト 環境バッジを Earth Tribe バッジに修正 • チャレンジバ ッジについて 追記

条文番号	現行	改正	備考
9-4-1 正装の着用基準	ボーイスカウトの正装	ボーイスカウトの正装	- 世界スカウト環境バッジをEarth Tribe バッジに修正 - チャレンジバッジについて追記
	ベンチャースカウトの正装	ベンチャースカウトの正装	- 世界スカウト環境バッジをEarth Tribe バッジに修正 - チャレンジバッジについて追記

条文番号	現行	改正	備考
9-4-1 正装の着用基準	ローバースカウトの正装 	ローバースカウトの正装 	- 世界スカウト環境バッジを Earth Tribe バッジに修正 - チャレンジバッジについて追記
	指導者の正装 	指導者の正装 	Earth Tribe バッジについて追記(本プログラムについては、成人加盟員も取得・着用ができる)

条文番号	現行	改正	備考
9-9-1 記章、標章の着用基準	(9) 班別章・組別章・チャレンジ章・技能章 	(9) 組別章・班別章・チャレンジ章・技能章・Earth Tribe 	・選択課目改定に伴い、挿絵の変更 ・挿絵説明文の修正 ・チャレンジ章および技能章を含めた取得順に着用します。

条文番号	現行					改正					備考
9-9-3 カブスカウトの記章	カブスカウトの記章は次のとおりとする。					カブスカウトの記章は次のとおりとする。					チャレンジバッジを含めた取得数に応じて、タスキに全て付け替えることとする。
	区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他	区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他	
	3)	 (図は読書家)	5.0 × 3.5 cm	黄色	6 課目までは、組別章の下につける。ただし、5 課目以上の場合、タスキに着用できる。この場合は、右肩から左脇下にかける。	3)	 (図は読書家)	5.0 × 3.5 cm	黄色	6 課目までは、組別章の下に着用できる。ただし、チャレンジバッジを含め 5 課目以上の場合、袖から外して、タスキに着用する。タスキは右肩から左脇下にかける。	
9-9-4 ボーイスカウトの記章	ボーイスカウトの記章は次のとおりとする。					ボーイスカウトの記章は次のとおりとする。					チャレンジバッジを含めた取得数に応じて、タスキに全て付け替えることとする。
	区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他	区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他	
	4)	 (図は野営章)	直径 3.8 cm の円形	各章により異なる	6 課目までは、班別章の下につける。ただし、7 課目以上の場合、袖から外して、タスキに着用する。タスキは右肩から左脇下にかける。	4)	 (図は野営章)	直径 3.8 cm の円形	各章により異なる	6 課目までは、班別章の下に着用できる。ただし、チャレンジバッジを含め 5 課目以上の場合、袖から外して、タスキに着用する。タスキは右肩から左脇下にかける。	

条文番号	現行					改正					備考
9-9-5 ベンチャースカウト の記章	ベンチャースカウトの記章は次のとおりとする。					ベンチャースカウトの記章は次のとおりとする。					- チャレンジバッジを含めた取得数に応じて、タスキに全て付け替えることとする。
	区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他	区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他	
	5)	技能章  (図は野営章)	直径 3.8 cm の 円形	各章により 異なる	6 課目までは、ベンチャー認識章の下につける。ただし、7 課目以上の場合は袖から外して、タスキに着用する。タスキは右肩から左脇下にかける。	5)	技能章  (図は野営章)	直径 3.8 cm の 円形	各章により 異なる	6 課目までは、ベンチャー認識章の下に着用できる。ただし、チャレンジバッジを含め 5 課目以上の場合は袖から外して、タスキに着用する。タスキは右肩から左脇下にかける。	

施行細則に関する規程改正は以上